

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018年（平成30年）12月5日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ 松永店

所在地 福山市柳津町字西新浜2270-1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 深町 勝義

住所 福岡県北九州市小倉北区鍛冶屋町一丁目2番16号

(変更後) 代表取締役 石田 卓巳

住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,500 m²

(変更後) 6,116 m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場建物北東側 112台

(変更後) 駐車場建物北東側 160台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 0台

(変更前) 駐輪場建物南東側 20台

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前8時、閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前7時、閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後8時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の出入り口の数及び位置

(変更前) 出口・入口 各1箇所 建物北東側

出入口 1箇所 建物南西側

(変更後) 出口・入口 各1箇所 建物北東側

3 変更する日

(1) 2018年(平成30年) 11月12日

(2)~(4) 2019年(平成31年) 7月13日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 建物南西側 90㎡

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設 建物北側 31.12m³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

5 届出年月日

2018年(平成30年) 11月12日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2018年(平成30年) 12月5日から2019年(平成31年) 4月5日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年(平成31年) 4月5日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課